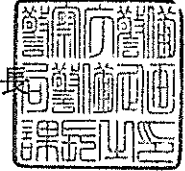




警察庁丁備企発第247号  
平成30年12月13日

文部科学省大臣官房総務課長 殿

警察庁警備局警備企画課長



爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化について  
標記の件について下記のとおり依頼するので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

警察では、2019年に開催予定のG20大阪サミット及び関係閣僚会合並びに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向け、テロ等違法行為の未然防止に万全を期すため、各種対策を推進しているところである。しかしながら、最近も、学校に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案が発生しており、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われる可能性は否定できない。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質を取り扱う販売事業者等に対して継続的に個別訪問を行い、盗難防止等のための保管管理の徹底、盗難・紛失発生時の通報、販売時における本人確認の徹底、不審な購入者に関する情報の通報等を依頼しているところである。

貴省におかれても、当庁からの要請（平成27年3月6日付け警察庁丁備企発第30号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について」）に基づき、管轄下の学校等に対して、管理の徹底等に係る指導を行っていただいているところ、爆発物の製造に学校管理の化学物質を使用したとみられるケースが発生したことを踏まえ、学校等で使用する化学物質のうち、特に上記11品目の管理強化として、

- 定期的な数量の確認と簿冊等による確実な管理を行うこと
- 施錠設備のある保管場所への保管と確実な施錠を行うこと
- 学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること

について改めて指導するとともに、その取扱いに係る化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちに、警察へ届け出るよう周知徹底することとされたい。

また、学生等に対する、化学物質の誤った取扱いによる危険性等についての指導・教養の推進も含め、引き続き、同種事案の再発防止に向け、管轄下の学校等に対する指導を徹底することとされたい。